

『見て！ 聞いて！ 楽しい知財授業』

山口大学の学生全員が学ぶ必修科目
「知的財産」教育を体験してみよう！

【知的財産 模擬授業 配信コンテンツ】

- 楽しい著作権 ▶▶ 担当 小川 明子 先生
- 私たちの身近にある知的財産 ▶▶ 担当 李 鎔璟 先生
- 世界は知財でできている ▶▶ 担当 陳内 秀樹 先生
- 商品を区別する標識・商標 ▶▶ 担当 佐々木 通孝 先生
- The Basics of Intellectual Property (知的財産の基礎)
▶▶ 担当 ミルシヨド クチコロフ先生 ※英語での授業です

それぞれ異なる内容で配信しています。
関心のある方は是非 複数視聴してみてくださいね♪

参加には
予約が
必要です
↓↓↓↓



アクセスしたら
知財 で検索！



ちざい

知財 (知的財産) ってなんだろう??

人が創り出す、表現・アイデア・技術など『**実体がないが、財産的価値のあるもの**』のことを言います。
山口大学では、入学した学生全員が必修授業として知的財産の授業を受講します。
(全国初！平成25年度より開始)

発明 (特許権)

携帯電話・ゲーム機・薬にも
たくさんの特許があります。



著作物 (著作権)

音楽・映画・絵・文章など、
わたしたちの身のまわりには
著作物があふれています。



みなさんの周りにも
知的財産があふれています。

物のデザイン (意匠権)

物品のデザインに工夫があると、
そのデザインは意匠権で
保護することができます。
(例：家具や食器など…)



植物の新品種や その名称 (育成者権)

収量や食味、耐病性等のすぐれた
特性をもつ品種がわたしたちの
食と農を支えています。
(例：コシヒカリ、とちおとめ等)



山大に入学したら、
1年生全員が受ける
必修の授業なんだね！



令和2年度「知的財産入門 (科学技術と社会)」 カリキュラム (1年生必修科目)

1回目	知的財産の全体像
2回目	著作権の基礎
3回目	著作権法に定められている権利
4回目	著作権が及ばないケース (研究者マナーを含む)
5回目	特許制度 (機能や性能に関する工夫を保護)
6回目	意匠制度 (物品のデザインを保護)
7回目	商標制度 (商品のネーミングやマークなどを保護)
8回目	定期試験